

# 国立公園等整備事業における災害廃棄物由来の再生資材の有効利用

## ○陸中海岸国立公園等復旧事業における有効利用

東日本大震災により、陸中海岸国立公園の公園利用施設の多くが甚大な被害を受けている。被災した公園利用施設を早期に復旧するとともに、復旧にあたり災害廃棄物由来の再生資材を可能な限り使用する。(平成23年度3次補正予算より実施中)



施設被害(トイレ、休憩所跡地)



野営場被害

## ○三陸復興国立公園等の整備における有効利用

三陸復興国立公園(仮称)等の取組みにおいて、施設の整備を行うにあたり災害廃棄物由来の再生資材を可能な限り使用する。(平成25年度以降予定)

### ※再生資材の利用内容

- ・再生砕石  
歩車道・駐車場の路盤材、建築物の基礎材
- ・コンクリート殻  
敷地造成、築山造成等
- ・再生木チップ  
園地等の表層仕上げ材

## 三陸地域の自然公園等を活用した復興の考え方(答申) (中央環境審議会自然環境部会H24.3)

### ーグリーン復興プロジェクトー

- ①三陸復興国立公園の創設(自然公園の再編成)
- ②里山・里海フィールドミュージアムと施設整備
- ③地域の宝を生かした自然を深く楽しむ旅(復興エコツーリズム)
- ④南北につなぎ交流を深める道(東北海岸トレイル)
- ⑤森・里・川・海のつながりの再生
- ⑥持続可能な社会を担う人づくり(ESD)の推進
- ⑦地震・津波による自然環境への影響の把握(自然環境モニタリング)